



門真市

第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版



令和6（2024）年3月

門 真 市

1 計画について

- 門真市では、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実を図っています。
- 「第7期門真市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画、「第3期門真市障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画で、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。
- 計画は、本市の障がい福祉施策の基本方向を示す計画である「第4次門真市障がい者計画」で掲げている基本理念、施策の基本目標などの実現に向けて、障がい福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

【基本理念】

一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心して
いきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま

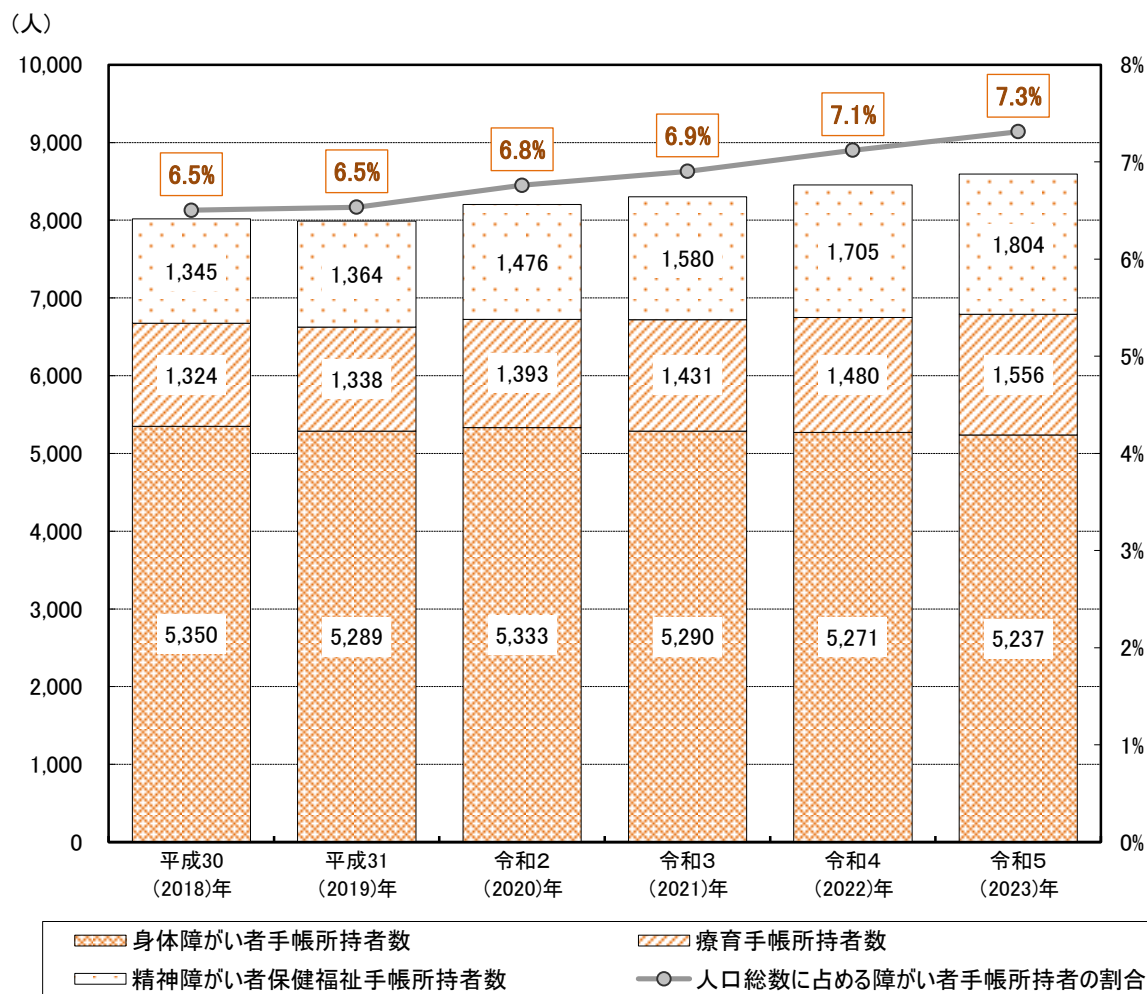
- すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりと、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。
- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
- ③ 包括的ケアのシステムづくりの推進
- ④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

2 障がいのある人等の状況

○障がいのある人のうち、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5（2023）年4月1日現在で8,597人（重複所持者を含む）、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は7.3%となっています。

■各障がい者手帳所持者数の推移



※各年4月1日

○障がい者関係団体を対象にアンケート調査を行った結果では、将来の暮らしを実現するために必要なこととして、「働く場所があること」や「収入が確保できること」が最も多く、次いで「住まいを契約する時の保証人」「通所施設や日中の居場所が近くにあること」「病院や診療所が近くにあること」「在宅生活を支えるサービスを受けられること」「地域の人の障がいのある人への理解と合理的配慮」などと答えています。

○今後の相談支援体制への希望として、「福祉の専門職を配置した相談窓口」「家族の悩みを受け止める相談員」を挙げる声が高くなっています。

○国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

① 地域生活を続けるための支援

○重度障がいのある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。

○地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、障がい者基幹相談支援センターを核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

○一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障がいのある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。また、就労継続支援B型の工賃向上に向けた一層の取組が必要です。

③ 障がい児支援の提供体制の整備等

○重症心身障がいのある子どもや医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもなど、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

④ 医療的ケア児等に対する支援の拡充

○医療的ケア児者や肢体不自由児者等に対する支援体制についての協議、検討を早急に進める必要があります。

⑤ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

○強度行動障がいや重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。特に、共同生活援助（グループホーム）については、利用ニーズに即した整備を促進する必要があります。

3 成果目標と主な活動指標

(1) 障がい福祉計画の成果目標

項 目		令和8(2026)年度 目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数（入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数）	5人
	削減数	2人
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床の1年以上入院患者数	80人(府設定)
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の確保	1 か所
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
	地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上
	強度行動障がい有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数（全体）	29人
	年間一般就労移行者数（就労移行支援）	15人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	9人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	5人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割
	就労定着支援事業の利用者数	29人
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割
	就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	13,000円
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置済
	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保
	地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築
	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
	報酬の審査体制の強化等	実施
	指導権限を有する者との協力連携	実施
	適正な指導監査等	実施

目標実現に向けた取組

- 地域移行が可能な障がい者支援施設入所者や精神科病院入院患者の状況や意向の把握、地域移行への意欲向上に努めます。また、重度の障がいのある人、強度行動障がいのある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。
- 地域生活支援拠点の機能の充実のため、コーディネーターの配置に向けた検討を進めるとともに、緊急時における短期入所の受け入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 障がい者就業・生活支援センターを中心として、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場の確保や一般就労、就労定着ができるよう支援に努めます
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などへの専門的な指導や助言、研修などを実施し、相談員等の育成に取り組みます。
- 高齢福祉や障がい福祉、子ども・子育て支援等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

項 目		令和8(2026)年度 目標
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
	障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 1名 医療関係 1名

目標実現に向けた取組

- 障がいや発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、門真市立こども発達支援センターを拠点として、重層的な地域支援体制の構築に取り組みます。
- 主に重症心身障がい児を支援する事業所については、今後も支援体制の継続に向け、状況把握に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めるなど、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。
- 発達障がいのある人等に対する支援については、支援体制を確保するとともに、発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。

主な障がい福祉サービス等の見込量

○障がい福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障がい種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

サービス	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	人/月	366人	372人	378人
	時間/月	5,573時間	5,666時間	5,759時間
重度訪問介護	人/月	15人	16人	17人
	時間/月	2,534時間	2,706時間	2,878時間
同行援護	人/月	61人	61人	61人
	時間/月	1,453時間	1,453時間	1,453時間
行動援護	人/月	27人	29人	30人
	時間/月	633時間	671時間	695時間
短期入所（ショートステイ）	人/月	151人	151人	151人
	人日/月	687人日	687人日	678人日
生活介護	人/月	340人	345人	350人
	人日/月	6,307人日	6,390人日	6,473人日
療養介護	人/月	19人	19人	19人
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人/月	25人	27人	28人
	人日/月	473人日	509人日	527人日
就労選択支援	人/月	—	12人	11人
就労移行支援	人/月	85人	85人	85人
	人日/月	1,195人日	1,195人日	1,195人日
就労継続支援（A型）	人/月	185人	190人	195人
	人日/月	3,260人日	3,349人日	3,438人日
就労継続支援（B型）	人/月	456人	496人	536人
	人日/月	7,199人日	7,813人日	8,428人日
就労定着支援	人/月	23人	23人	23人
共同生活援助（グループホーム）	人/月	263人	281人	298人
施設入所支援	人/月	69人	69人	68人
自立生活援助	人/月	1人	1人	1人
計画相談支援	人/月	1,341人	1,388人	1,436人
地域移行支援	人/月	3人	3人	3人
地域定着支援	人/月	3人	3人	3人
手話通訳者派遣事業	時間/年	954時間	966時間	977時間
移動支援事業	人/年	313人	313人	313人
	時間/年	40,510時間	40,510時間	40,510時間
地域活動支援センター事業	人/年	110人	110人	110人
児童発達支援	人/月	222人	250人	277人
	人日/月	2,208人日	2,487人日	2,755人日
放課後等デイサービス	人/月	377人	396人	415人
	人日/月	4,257人日	4,471人日	4,686人日
保育所等訪問支援	人/月	12人	13人	14人
	回/月	6回	6回	7回
居宅訪問型児童発達支援	人/月	3人	4人	5人
	回/月	12回	16回	20回
障がい児相談支援	人/月	473人	486人	498人

サービス提供にあたっての考え方

- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供基盤の確保に努めます。特に、強度行動障がいなど重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人などに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があることから、大阪府や近隣自治体と連携し、専門的な人材の養成・確保、事業所の確保に努めます。
- 福祉サービスの利用について、どの事業所が良いのかわからない人やどんなサービスがあるのか知らない人が多くなっており、相談支援事業所の確保や相談支援専門員の質の確保に加え、相談機関同士の連携促進、相談支援事業利用促進を図ります。
- 地域生活支援事業については、門真市障がい者地域協議会との連携を強化し、事例研究及びサービス提供事業所、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、必要な人が必要な事業を利用できるよう、事業内容の周知を図ります。
- 母子保健事業等を含めた障がいの早期発見体制を強化するとともに、門真市立こども発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の整備に努めます。

4 推進体制と進捗管理

- 保健・福祉・医療・教育等の関係機関との連携を図り、取組を進めます。また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。また、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。
- 本計画を着実に進めるため、「門真市障がい者地域協議会」において、計画に基づく目標値や見込量の達成状況の計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整等を進めます。



門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（概要版）

発行：令和6（2024）年3月

門真市 保健福祉部 障がい福祉課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号